

整理番号	経-法不-4
------	--------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定定期検査機関の計量士等の解任命令
概要	計量法の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関に定期検査を行わせることができるとなっており、その指定条件として、知識経験を有する者（以下「計量士等」という。）が定期検査を実施し、計量士等の数が一定以上必要であると定めています。 指定定期検査機関の業務運営の適正化を図るため、都道府県知事又は特定市町村の長は、計量士等が計量法若しくは計量法に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、計量士等を解任すべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・計量法第35条
処分基準	（計量法第35条〔解任命令〕） 都道府県知事又は特定市町村の長は、（※）計量法第28条第2号に規定する者が同法若しくは同法に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。 （※）計量法第28条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 1 （略） 2 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。 ー以下略ー
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000552874.html
備考	